

障がい福祉施策の最新の動向

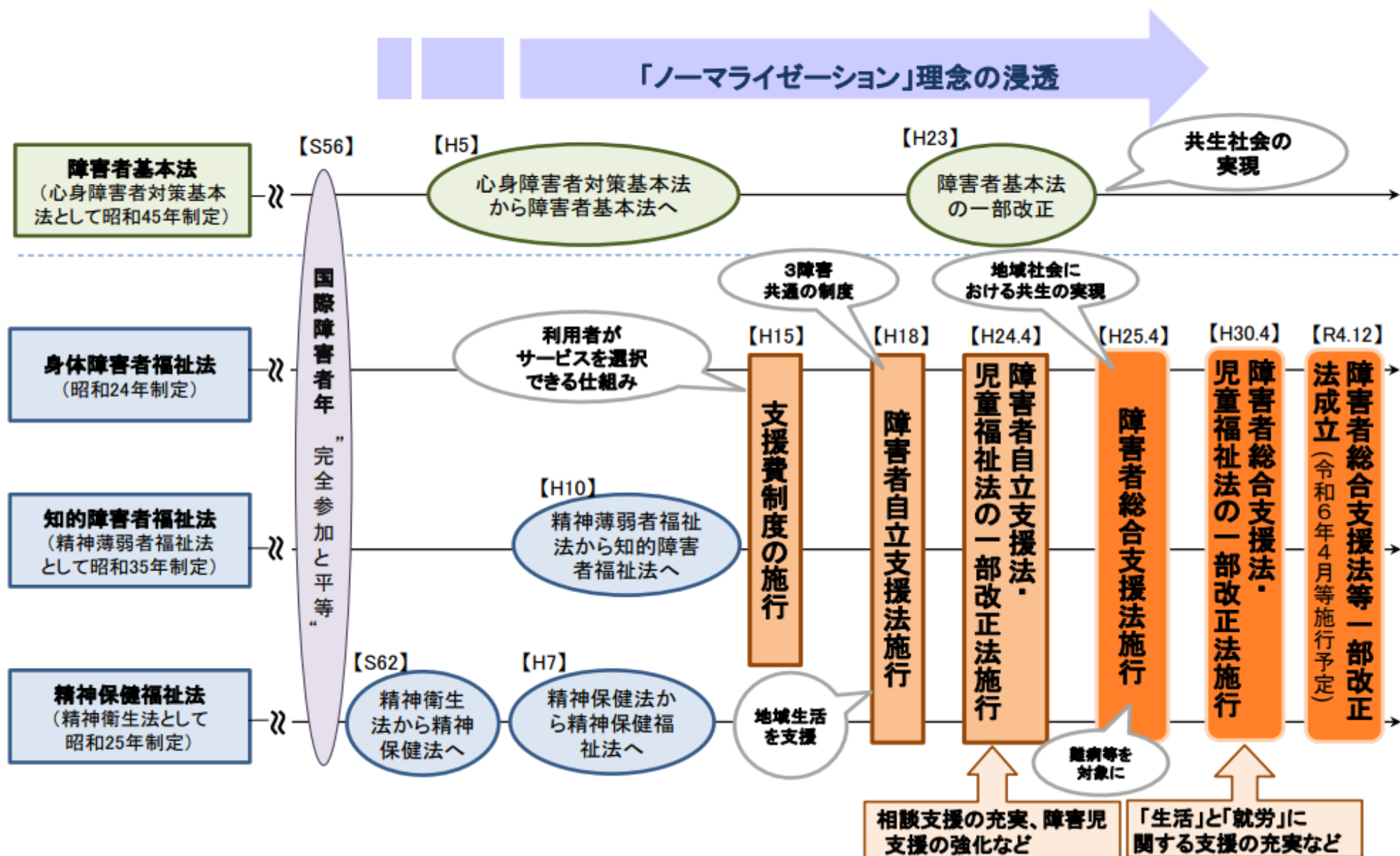
徳島文理大学 保健福祉学部
森泉摩州子

本研修の獲得目標

- ◆障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最近の動向を理解する。
- ◆障がい福祉サービス等報酬改定の内容について理解する。
- ◆障がい児者及びその家族等の地域生活支援に関する制度等を理解する。
- ◆障がい者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。

1 障がい福祉施策の経緯と動向

障害保健福祉施策の歴史



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

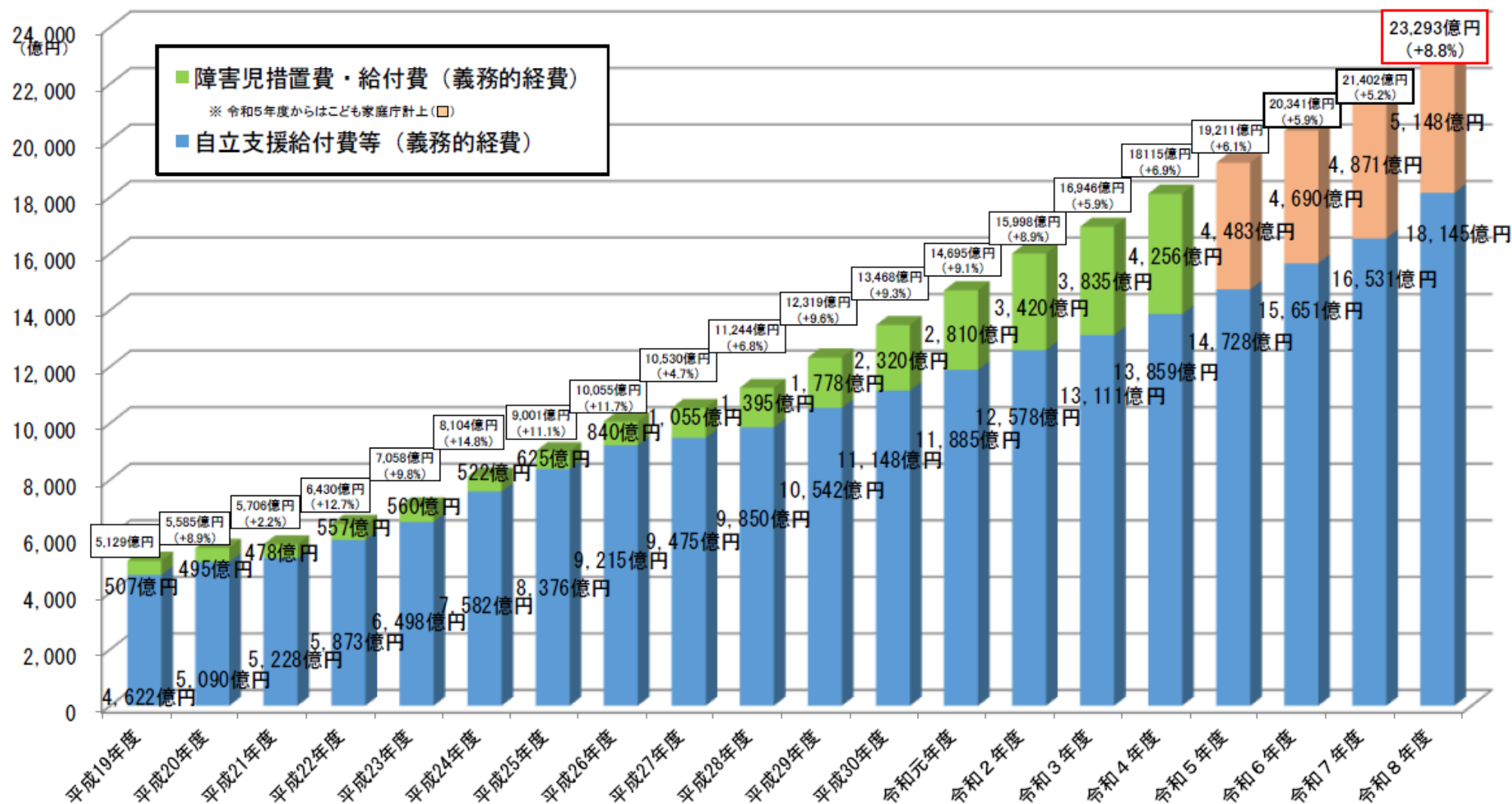
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び6①の一部は令和5年10月1日）

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は19年間で約4.5倍に増加している。



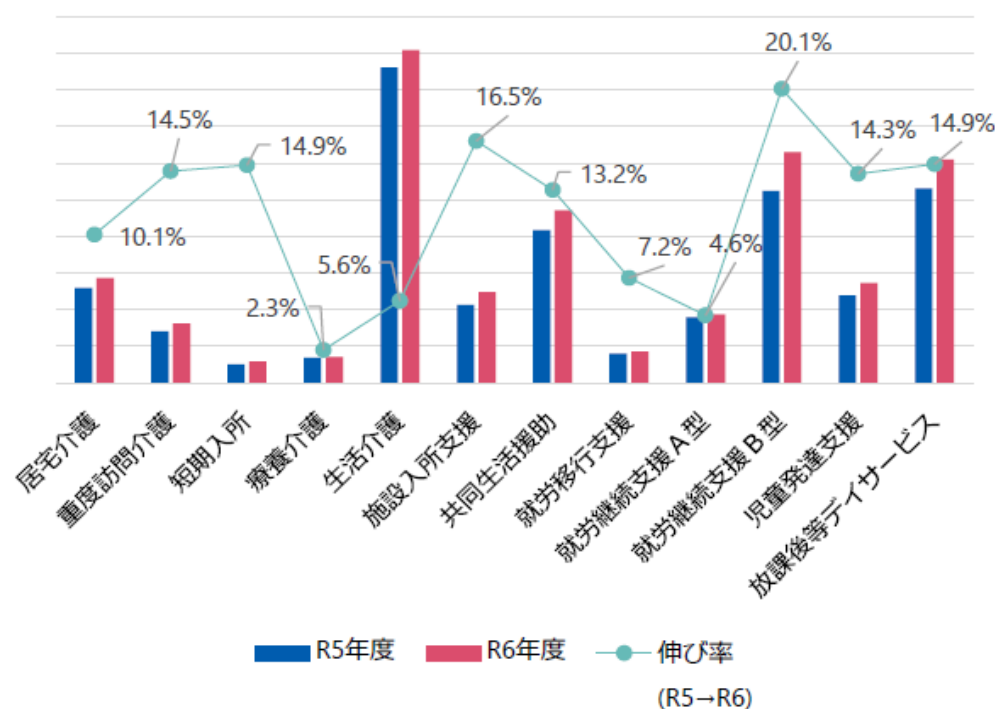
R5→R6年度の主なサービスごとの年間総費用額の推移と伸び率

- 年間総費用額全体に占める割合が1%以上のサービス類型について、R5年度からR6年度にかけての年間総費用額の伸び幅・伸び率は以下のとおり。

年間総費用額と伸び幅・伸び率

	年間総費用額（億円）		伸び幅 (R5→R6)	伸び率 (R5→R6)
	R5年度	R6年度		
居宅介護	2,600	2,863	263	10.1%
重度訪問介護	1,417	1,622	205	14.5%
短期入所	511	586	76	14.9%
療養介護	697	713	16	2.3%
生活介護	8,602	9,085	483	5.6%
施設入所支援	2,124	2,475	351	16.5%
共同生活援助	4,163	4,712	548	13.2%
就労移行支援	800	858	57	7.2%
就労継続支援 A型	1,792	1,875	83	4.6%
就労継続支援 B型	5,242	6,294	1,052	20.1%
児童発達支援	2,388	2,728	341	14.3%
放課後等デイサービス	5,306	6,098	792	14.9%
障害者	29,234	32,548	3,315	11.3%
障害児	8,067	9,261	1,194	14.8%
全体	37,300.7	41,809.8	4,509	12.1%

サービスごとの年間総費用額と伸び率の比較（イメージ）



（出典）国保連データ

(参考)基本指針の策定スケジュール

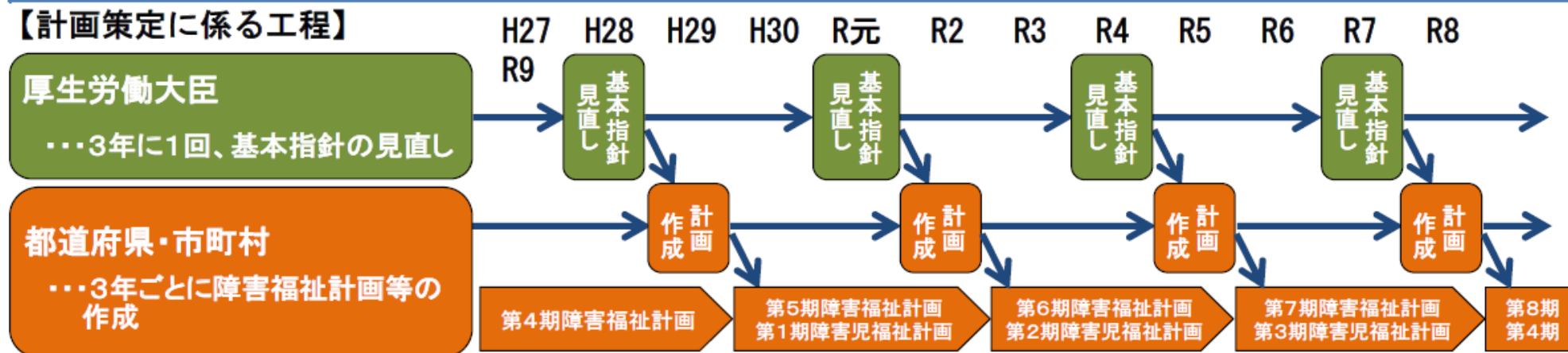
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9～11年度)を作成するための基本指針は令和8年3月告示予定。

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期(児) 3年度～5年度	第7期計画期間 第3期計画期(児) 6年度～8年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和8年度を目標として、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



3. 基本指針見直しの主な事項

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用への要請
- ・重度障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進

- ・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

2 令和8年度予算案概要 及び障害福祉サービス等報酬改定について

◆予算額 (令和7年度予算額)
2兆2,338億円



(令和8年度予算案)
2兆4,203億円(+1,865億円、+8.4%)

【主な施策】※()内は令和7年度予算額

(1) 良質な障害福祉サービスの確保 1兆8,145億円 (1兆6,531億円)

障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を確保する。

また、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定については、障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善に向けた着実な対応を行うことで、改定率は+1.84%とする。

〔具体的な内容〕

- ・福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せを措置する。

※合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置。

(*)障害児支援に必要な経費として、5,148億円(4,871億円)をこども家庭庁で計上

(2) 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進 505億円 (502億円)

手話施策推進法の施行等を踏まえた意思疎通支援など障害者等の地域生活を支援する事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業の推進を図る。

(3) 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 40億円 (50億円)

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行を支える基盤としてグループホーム等の整備を促進する。

・障害者支援施設等の耐災害性強化等への支援 令和7年度補正予算額：101億円

「第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)」等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備等を行う。

(4) 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援

11億円(12億円)及び地域生活支援事業等(2)の内数

手話通訳者をはじめとする意思疎通支援従事者の養成・派遣について、手話施策推進法の施行等を踏まえ、全国実施に向けて実施自治体の拡充等を推進するとともに、ICT機器の利用支援の取組、読書環境の整備の促進等を行う。

(5) 強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化 4.5億円 (4.3億円)

著しい行動障害が生じているなどの難しい事案に対応する支援者を支援するため、高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に配置するとともに、支援者のネットワーク構築し、意見交換や情報共有等の取組を進める。

また、各事業所において、高い専門性により強度行動障害の状態にある者への支援を行う「中核的人材」を養成する。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 8.3億円 (8.4億円)

精神障害者等が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。具体的には、都道府県等が設置する保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた、医療機関、地域援助事業者、当事者、ピアサポーター及び家族等との重層的な連携に向けた体制整備や、メンタルヘルスに関する知識を持ち、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの養成等を実施する。

また、市町村長同意による医療保護入院者等を対象とした実効的な支援のため、都道府県等において、訪問支援員が精神科病院を訪問し、患者の話を丁寧に聴きつつ必要な情報提供を行う体制の更なる構築を図る。

(7) アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.4億円 (8.4億円)

アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症患者やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、全国拠点機関において、依存症対策に携わる人材の養成等に取り組む。また、都道府県等において、依存症の治療・相談支援等を担う人材を育成することや、相談拠点や専門医療機関等の設置を行うことにより、各地域における医療・相談支援体制の整備等を推進する。

・ 依存症に係る医療の充実等を図るための支援 令和7年度補正予算額：2.2億円

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施する。

(8) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 7.7億円 (7.7億円)

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に、必要な就労支援を行う。

また、事業実施自治体における HP やリーフレット等による周知・広報等の取組を支援する。

(9) 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援 被災者支援総合交付金の内数

東日本大震災による被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、引き続き専門的な心のケア支援を行う。

・ 被災者への心のケアの充実を図るための支援 令和7年度補正予算額：0.6億円

令和6年能登半島地震等による被災者等の心のケアについて、被災地の精神保健医療福祉体制の強化を図る。

2(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額算定方式の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
 - ※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し(令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ $\text{工賃総額(イ)} \div \text{工賃支払対象者の総数(ア)}$ により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

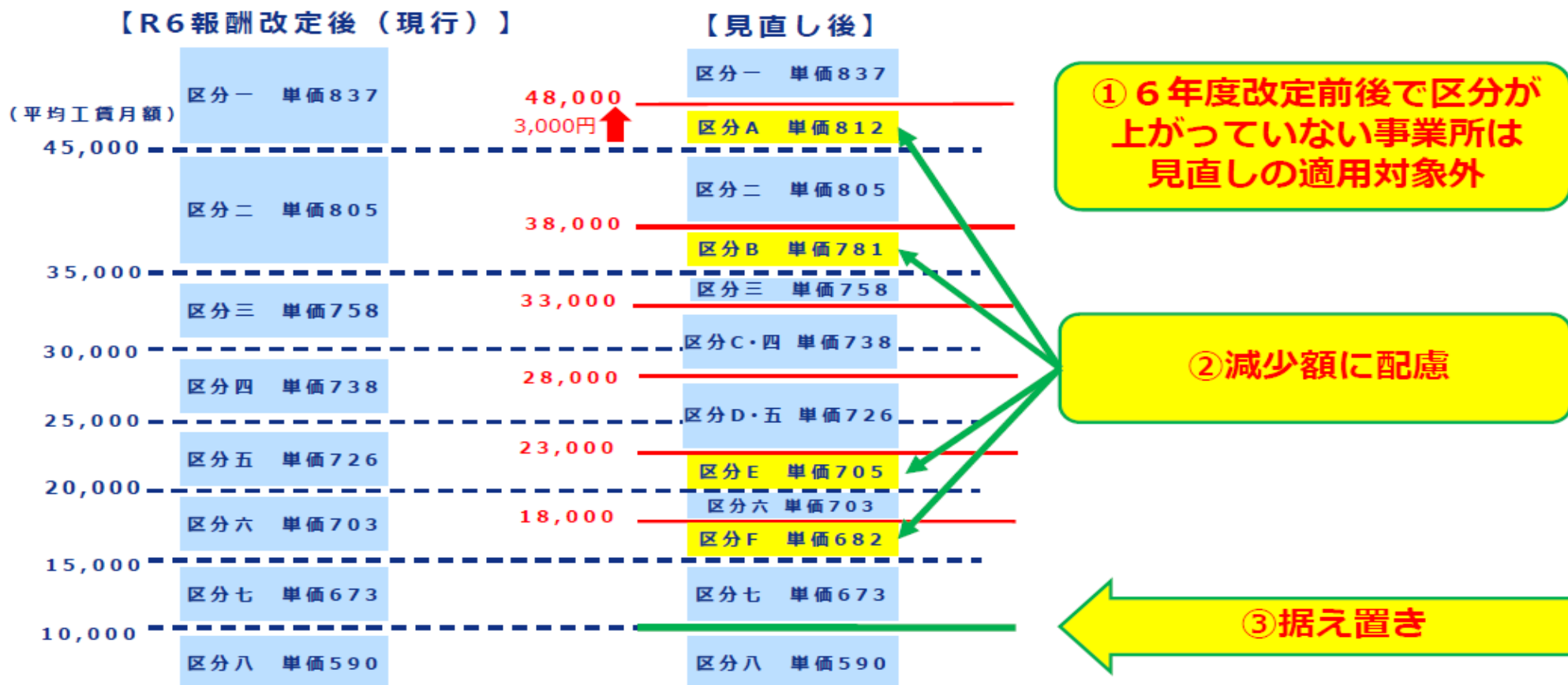
$\text{年間工賃支払総額} \div (\text{年間延べ利用者数} \div \text{年間開所日数}) \div 12\text{月}$

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

（参考）就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて（イメージ）

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
- ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く
- 配慮措置を講ずる。

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



3 地域における障がい者支援について

- 相談支援
- 相談支援体制整備
- 就労支援

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

社会保障審議会障害者部会

第149回(R7.9.25)

資料2

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- 施設待機者の考え方や把握については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討。
- 次期障害福祉計画でも地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論していくとともに、具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討。

成果目標①－２ 施設入所者数の削減に関する目標について

社会保障審議会障害者部会

第152回(R7.11.10)

資料1－2

現 状

- 施設入所者を障害支援区分別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、平成25年3月から令和7年3月にかけて50歳以上60歳未満は19.8%、65歳以上は36.9%増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和3年度～令和5年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和8年度末時点での令和4年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は、第7期計画における目標値である5.0%を下回る見込み。

成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえ、引き続き、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進しつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について、障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認に関する指針に従い、適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、基本指針の目標と整合した計画の策定を求め、国庫補助の対象を当該計画に基づく施設整備に限る等の取組を推進することとし、第8期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

【成果目標(案)】

- 令和11年度末時点で、令和7年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

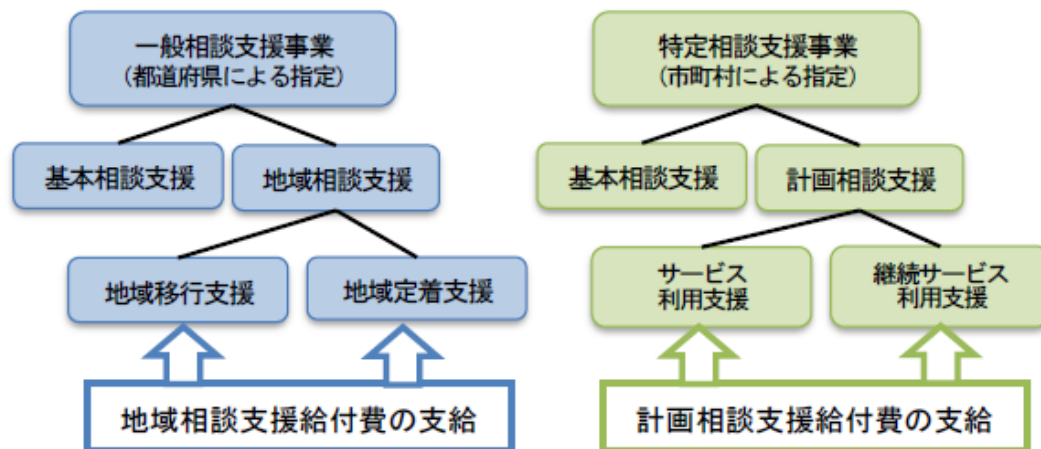
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲15.4% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲3.8% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2.2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲2.3% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲3.8% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値、24年度～令和5年度は3月末数値。令和6年度以降は10月1日数値。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

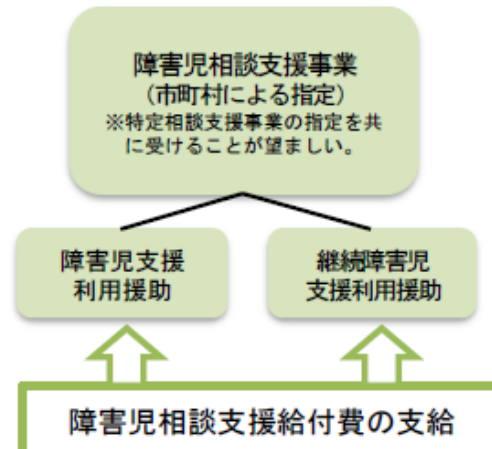
障害者総合支援法における相談支援事業の体系

個別給付で提供される相談支援

<障害者総合支援法>



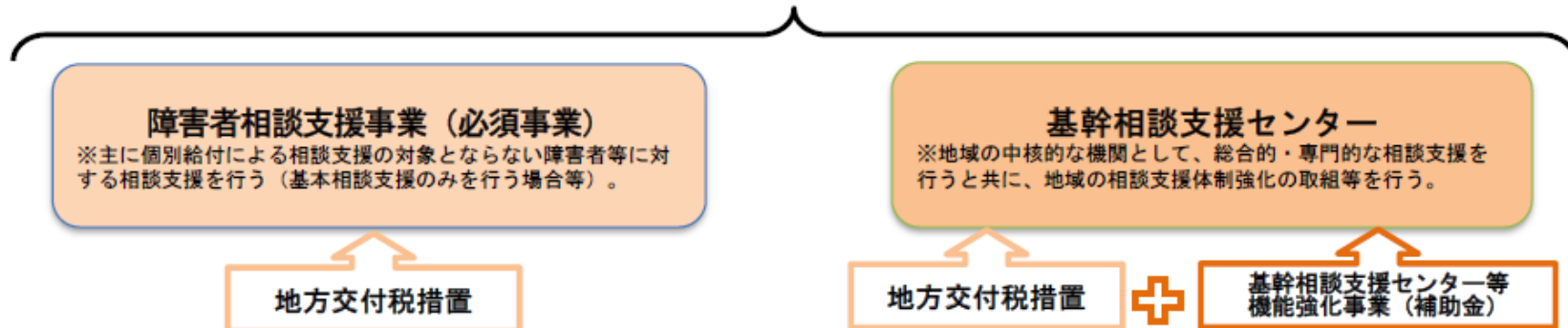
<児童福祉法>



地域生活支援事業により実施される相談支援

実施主体は市町村

※ 適切な一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者へ委託可能



相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実（算定要件の見直しと単位数の引き上げ）

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ

※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の 相談支援専門員数	サービス利用支援費 ※	
		現行	報酬引き上げ
機能強化（Ⅰ）	4名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化（Ⅱ）	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化（Ⅲ）	2名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化（Ⅳ）	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ

※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

- 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新) 300単位（中核的な役割を担う相談支援事業所の場合） 100単位（上記以外）

- 地域体制強化共同支援加算（支援困難事例等の課題の協議会への報告）
算定対象事業所を追加(※2と同じ)

③相談支援人材の確保及びICTの活用について

- 市町村毎のセルフプラン率等について国が公表し見える化した上で、今後、自治体の障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成等を促す方策を講じる。
- 機能強化型事業所で主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合、常勤専従の社会福祉士・精神保健福祉士を「相談支援員」として配置可。
- 居宅訪問が要件の加算について、一部オンラインでの面接を可能とする。
- 離島等の地域において(継続)サービス利用支援の一部オンラインでの面接を可能とするとともに、居宅や事業所等の訪問を要件とする加算を上乗せ等を認める。

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

- 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、連携対象の追加（訪問看護事業所）、算定回数などの評価の見直しを行う。



加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・教育機関等連携加算	面談・会議	100単位	計画作成月：200単位 モニタリング月：300単位
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	—	300単位
	(新) 情報提供	—	150単位
その他加算	訪問	200・300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可

- 要医療児者支援体制加算等

医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算	35単位	対象者あり：60単位 対象者なし：30単位
行動障害支援体制加算		
精神障害者支援体制加算		
(新) 高次脳機能障害者支援体制加算	—	

- 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。

適切なモニタリング実施期間の設定

- 施行規則で示すモニタリング実施標準期間は、市町村が決定する際の勘案事項のひとつであり、**モニタリング（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）の実施期間は利用者の状況等に応じ、個別に適切に設定する必要がある。**
- しかし、モニタリング実施標準期間により一律にモニタリング頻度を決定している例がある等の指摘があることから、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を明示。
 - ⇒ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2（令和3年4月8日）問38
介護介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）

に記載

例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等などにより、以下のような利用者の場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。

（具体例）

- ・心身の状況や生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
- ・その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者
- ・障害福祉サービス等と医療機関等との連携が必要な者
- ・複数の障害福祉サービス等を利用している者
- ・家族や地域住民等との関係が不安定な者
- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者
- ・進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児
- ・重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
- ・障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者

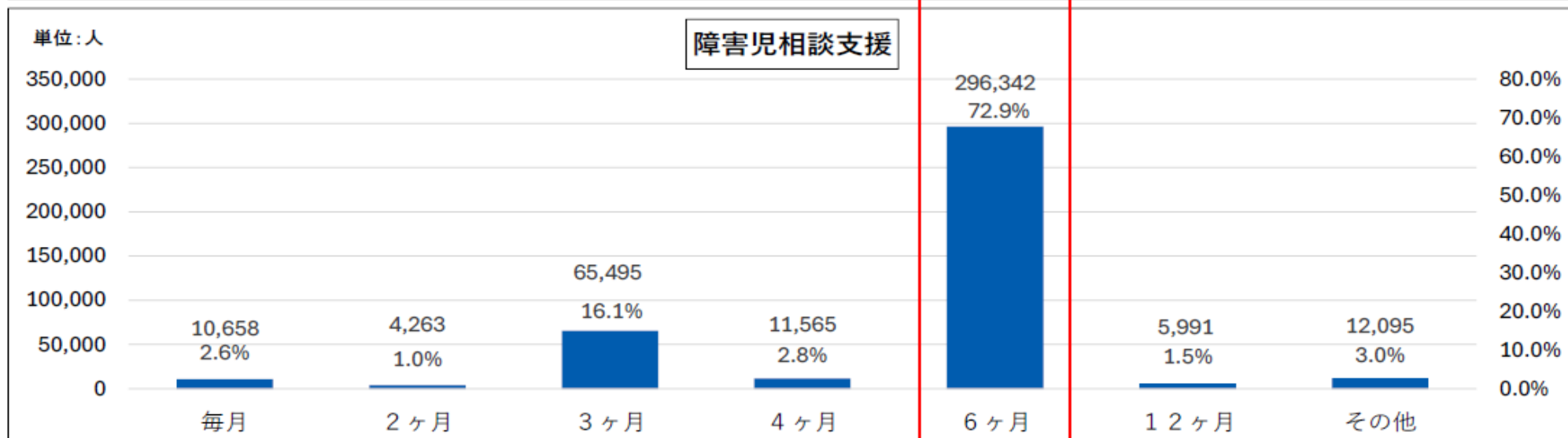
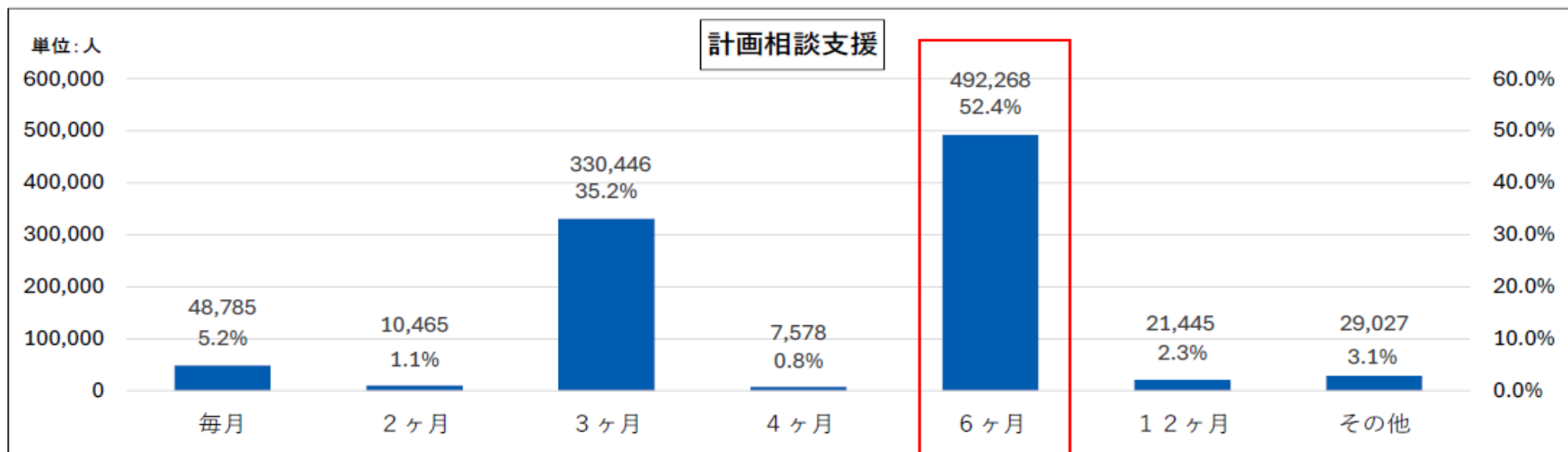
この内容に更に追記

また、下記に掲げる者は、上記の状況に該当する場合が多いと考えられるため、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討すること。

- ・単身者（単身生活を開始した者、開始しようとする者）
- ・複合的な課題を抱えた世帯に属する者
- ・医療観察法対象者
- ・犯罪をした者等（矯正施設退所者、起訴猶予又は執行猶予となった者等）
- ・医療的ケア児
- ・強度行動障害児者
- ・被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）

モニタリングについて（令和6年3月末時点）

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果（障害福祉課調べ）



令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた今後の基幹相談支援センターの全体像

基幹相談支援センターの事業・業務等 (障害者総合支援法第77条の2)

※令和6年4月1日施行

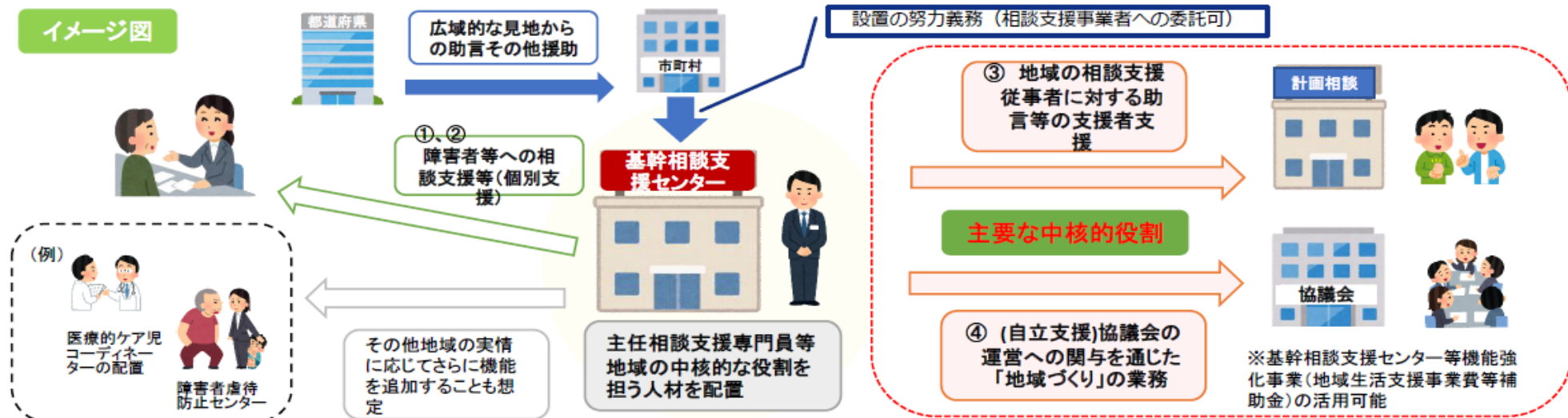
- 市町村は、基幹相談支援センターを設置するよう努めるものとする。(法第77条の2第2項) 新
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行うことを目的とする施設。(法第77条の2第1項) ※施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
 - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
 - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新 ③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新 ④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務
(法第89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を促進する業務)

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

※ 都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるものとされている。(法第77条の2第7項) 新

イメージ図



(自立支援) 協議会について

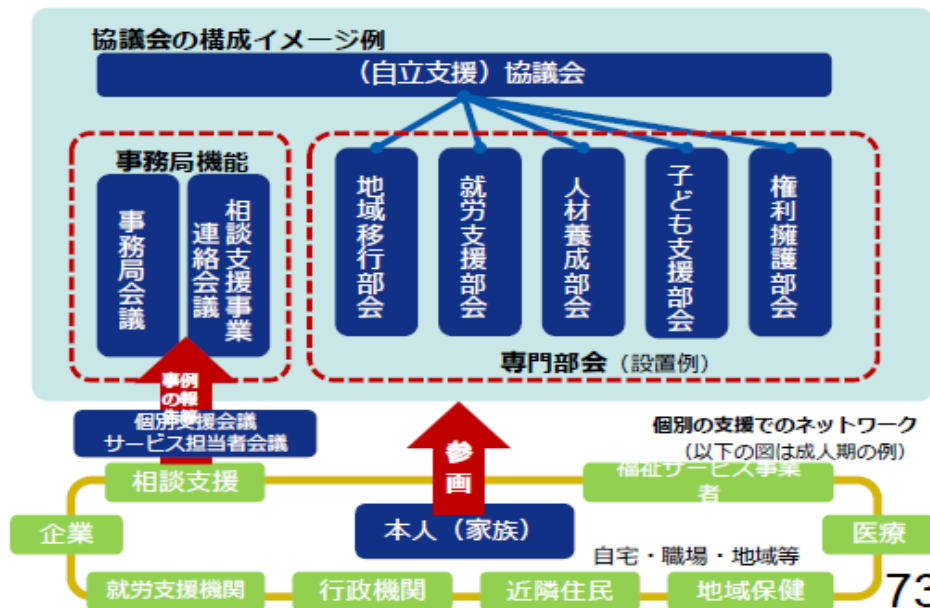
(自立支援) 協議会の概要 (障害者総合支援法第89条の3)

※令和6年4月1日施行

- 地方公共団体は、協議会を置くように努めなければならない。(共同設置可) (法第89条の3第1項)
- 協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。(法第89条の3第2項) **新** ※障害者等個人に係る情報の共有が目的に追加
- 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができ、協力を求められた関係機関等はこの求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。(法第89条の3第3項・4項) **新**
- 協議会関係者は、守秘義務を有する。(法第89条の3第5項) **新** (自立支援) 協議会の設置・運営ガイドライン(改定版) 発出予定
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、(自立支援) 協議会の意見を聴くよう努めなければならない。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 基幹相談支援センターの運営への参画により関係機関の連携の緊密化の促進を図ることを想定。
(法第89条の3第5項) **新**

(自立支援) 協議会の現状等について

- 設置状況 (R7.1月時点)
市町村: 1,695自治体(設置率約97%)
※協議会数: 1,222箇所
都道府県: 47自治体(設置率100%)
※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。
(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画
相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



地域生活支援拠点等の機能の充実

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

① 情報連携等のコーディネート機能の評価

- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。（別紙参照）

【新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月 *拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限
(地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援)



② 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

【新設】通所系サービス 緊急時受入加算 100単位/日

- 地域生活支援拠点等に位置づけられ、かつ、平時からの連携調整に従事する者を配置する短期入所事業所において、医療的ケア児等の重度障害者を受け入れた場合に加算する。

【現行】短期入所（加算）100単位/日 *拠点位置づけのみ 【見直し後】短期入所（加算）200単位/日 *連携調整者配置

※ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。（訪問系サービス等）

③ 地域移行に向けた動機付け支援に係る評価

- 地域生活支援拠点等に位置づけられている障害者支援施設において、地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に加算する。
(1月に3回を限度)

【新設】施設入所支援 地域移行促進加算(Ⅱ) 60単位/日



- 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和7年4月1日時点で、1292市町村において整備されている。（全国の自治体数：1741市町村） ※令和6年4月1日時点整備状況 1270市町村

① 市町村における地域生活支援拠点等の整備状況

整備済の市町村数 （割合）		未整備の市町村数 （割合）	
1292市町村（74.2%）		449市町村（25.8%）	
単独整備の市町村数 （割合）	共同整備の市町村数 （割合）	単独・共同両方整備の市町村数 （割合）	
666市町村（51.5%）	625市町村（48.4%）	1市町村（0.1%）	

② 地域生活支援拠点等の箇所数

整備済の拠点数（のべ数）		コーディネーターを配置している 拠点数	
859箇所		342箇所	
単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）	単独整備の箇所数（割合）	共同整備の箇所数（割合）
699箇所（81.4%）	160箇所（18.6%）	263箇所（76.9%）	79箇所（23.1%）

③ 拠点コーディネーターの人数

コーディネーターの人数（実数）		
895人		
うち、地域生活支援拠点等機能強化加算における 拠点コーディネーターの人数（割合）	うち、「地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業 （地活事業）」における拠点コーディネーターの 人数（割合）	うち、その他の事業や自治体職員等によって配置される地 域生活支援拠点等のコーディネーターの人数（割合）
66人（7.4%）	134人（15%）	695人（77.7%）

都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業 (アドバイザーによる基幹センター等の設置・機能強化促進モデル事業)

関連資料 6

令和8年度当初予算案 地域生活支援費等事業費補助金(地域生活支援促進事業) 20百万円(32百万円) ※()内は前年度予算額

1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定(各年とも、基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10件程度)



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル・リーフレット

経緯

- 令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為に関し、**事業者は相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や被害者への配慮、虐待防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が有効である**旨が示された。
- これらの取組は、人材確保や定着のため、職員が安心して働くことのできる職場環境等の整備の観点からも重要である。
- こうした背景を踏まえ、**障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの内容等を確認し、事業者として取り組むべき対策などを示す**ことを目的に調査研究を実施し、事業者向けマニュアル及び職員向けリーフレットを制作。

事業者向けマニュアルの概要

サブタイトル：職員が安心して働ける職場作りのために

マニュアルの項目：

- ① なぜ利用者や家族等によるハラスメント対応の整備が求められるのか
- ② （職員からの相談の）受付から対応までの流れ
職員全員が理解しておくこと
- ③ 相談受付担当者の役割
- ④ 解決責任者の役割
- ⑤ 事業者内での協議の役割
- ⑥ 第三者委員、関係機関との連携
- ⑦ 分析と改善～ハラスメント対応を再発防止につなげる 等

職員向けリーフレットの概要

サブタイトル：利用者・家族からハラスメントを受けたら、
まずは相談してください

リーフレットの項目：

- ① ハラスメントとはどのような行為を指すのか
～ハラスメントを受けたら、安心して相談しましょう～
- ② ハラスメントを受けたらどうすればよいのか
～その場での対応、再発を防ぐための取組など～
- ③ 相談する際に整理して伝えると良いこと
行為の内容、直後の対応、心身への影響、対応方針など
- ④ ハラスメントを目撃したらどうするか
- ⑤ 外部相談窓口の紹介 等

1. 利用者や家族等によるハラスメントとはどのような行為を指すのか

利用者や家族等によるハラスメントは次のように整理されます。

(1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

- 例）・身体的暴力を振るわれた、振るわれそうになった（つねられる、ひっかかれる、たたかれる、蹴られる、など）
・物を破壊する、攻撃されるなど、恐怖を感じる行為をされた

(2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

- 例）・脅迫する発言を受けた
・契約や制度上、提供できないサービスを繰り返し要求された
・人格や能力を否定する発言をされた

(3) セクシュアルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為

- 例）・サービス提供時、不必要に身体に接触された、接触されるようなことがあった（手を握られる、抱きしめられる、など）
・性的な発言をされた、繰り返し言われるようなことがあった
・性的な関係を迫られた

2. ハラスメントを受けたらどうすればよいか

相談することと同様に、自身で身を守ることも重要です。
日頃から管理者や同僚と相談しながら、いざというときの対策を考えていきましょう。

（1）その場で対応

- ・ **自身が嫌な思いをしていることを伝える**

職員は利用者を支援するという立場のため、ハラスメントを受けても我慢をしてしまいがちですが、ご自身が嫌な思いをしていること・止めてほしいことを伝えることは大切です。伝え方によっては逆にエスカレートしてしまうこともありますので、日頃から職場内で利用者さんに合った伝え方を考えておきましょう。

- ・ **応援を呼ぶ・対応を代わってもらう**

ハラスメントを受けたと感じたら、迷わず応援の職員を呼ぶか、対応を代わってもらいましょう。一人で抱え込まないことが重要です。

- ・ **その場を離れる**

利用者の安全が確保されていることが前提ですが、物理的に距離を取ることで感情の鎮静化が図られる場合があります。それにより、利用者が自身の言動について不適切であったことに気づくきっかけに繋がるかもしれません。

（2）再発を防ぐ

- ・ **報告・共有する**

ハラスメントがあった際には必ず管理者等に報告し、記録を残しましょう。また、会議などで情報を共有することで、職場全体でハラスメントが再び起きないように対応を考えましょう。一人で抱え込まずに組織として対策を検討することが大切です。

- ・ **発生した背景を考える（支援方法などの見直しにつなげる）**

利用者・家族等がその言動に至った背景を考えましょう。心身の不調や生活上のストレスなどが、ハラスメントに繋がっている可能性があります。また、原因は一つでなく、本人の体調や環境などのいくつかの要因が合わさっている場合もあります。管理者や同僚とも相談して、支援方法や環境の見直し・改善をすることで再発を防ぎましょう。

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

新たに創設される就労選択支援の円滑な実施①

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援を創設する。(令和7年10月1日施行)

対象者

- 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
- 令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用申請前に、原則として就労選択支援を利用する。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用する。

基本プロセス

- 短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（アセスメント）を実施。
- アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等に意見を求める。
- アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等との連絡調整を実施。
- 協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施。

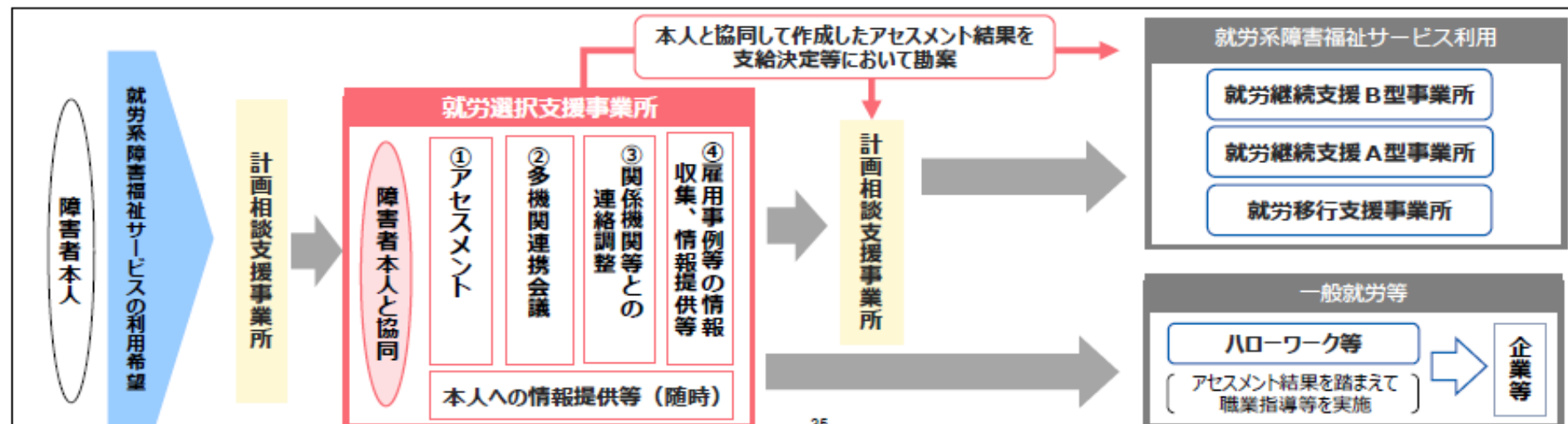
基本報酬の設定等

- 就労選択支援サービス費 1210単位/日
- 特定事業所集中減算 200単位/月

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は指定就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合について、減算する。

支給決定期間

- 原則1ヶ月 1ヶ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2ヶ月の支給決定を行う。



4 グループホーム・強度行動障害を有する者 への支援

共同生活援助（グループホーム）の質の確保に向けた取組

◎障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて（令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会報告書）

- （略）グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

◎令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（令和5年12月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チーム）

- ③ 共同生活援助における支援の質の確保
 - グループホームにおける障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方については、グループホームの支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等を来年度以降検討する。

<これまでの取組>

- ・ 令和8年2月に、共同生活援助において守られるべき最低限の基準を示した「**共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン**」を策定。
- ・ **共同生活援助の新規事業所の指定や、既存事業所の運営状況の把握や指導等を行う際に活用いただくための留意点**を整理し、ガイドラインと併せて自治体あて通知。

<今後の取組（予定）>

- ・ ガイドラインに基づいた自己評価等を行うことを**基準省令の解釈通知に位置付ける**。
- ・ **令和9年度から管理者の資格要件（実務経験要件、研修要件）を導入**。全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和8年度前期に、都道府県等向けの説明会等を実施する予定。
- ・ 共同生活援助の生活支援員・世話人（直接処遇職員）が障害者支援に関する基礎的な知識を習得することができるよう、令和8年度に**直接処遇職員を対象とした研修用教材及びカリキュラムを開発**する予定。また、直接処遇職員が当該研修を受講できるよう、今後、都道府県等による研修実施についても検討を進める。

共同生活援助（グループホーム）の管理者の資格要件について（案）

○ 共同生活援助の管理者に係る資格要件を新たに設け、令和9年4月から適用することとしてはどうか。

共同生活援助の管理者の資格要件（案）

- 指定障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害者支援施設等の従業者※¹として、3年以上障害者の支援等に従事した経験を有する者であって、共同生活援助管理者研修（仮称）を修了している者※²

※1 管理者等のうち、実際に障害者に対する支援業務に従事していない者は含まないものとする。

※2 共同生活援助管理者研修（仮称）は「3年以上の障害者の支援等に従事した経験を有する者」が受講可能



（参考）管理者の資格要件の例（認知症対応型共同生活介護）

特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者

◎共同生活援助管理者研修（仮称）について

- 実施主体：都道府県等
- 研修の具体的な内容については、令和7年度障害者総合福祉推進事業で開発したカリキュラムや教材等をもとに検討を加える。
- 全国で管理者研修を円滑に実施できるよう、令和8年度前期に都道府県等の職員を対象とした説明会等を開催予定。
- 令和8年度に先行して管理者研修を試行的に実施※する自治体に対しては、令和8年度において補助金（補助率10/10）を交付

※ 当該研修の受講者は、令和9年度以降、共同生活援助管理者研修（仮称）を修了した者とみなすものとする予定

◎経過措置について※

令和9年度（施行年度）	令和10年度	令和11年度	令和12年度
【経過措置】令和9年度～11年度中に共同生活援助管理者研修（仮称）を修了すること			本格施行

※ 令和9年度前に開設した共同生活援助の管理者（施行時点において現に勤務している者に限る。）については、3年以上の実務経験を要しない。
一方、令和9年度以降の新規開設共同生活援助の管理者については、実務経験の経過措置なし（開設時に3年以上の実務経験が必要）。

共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

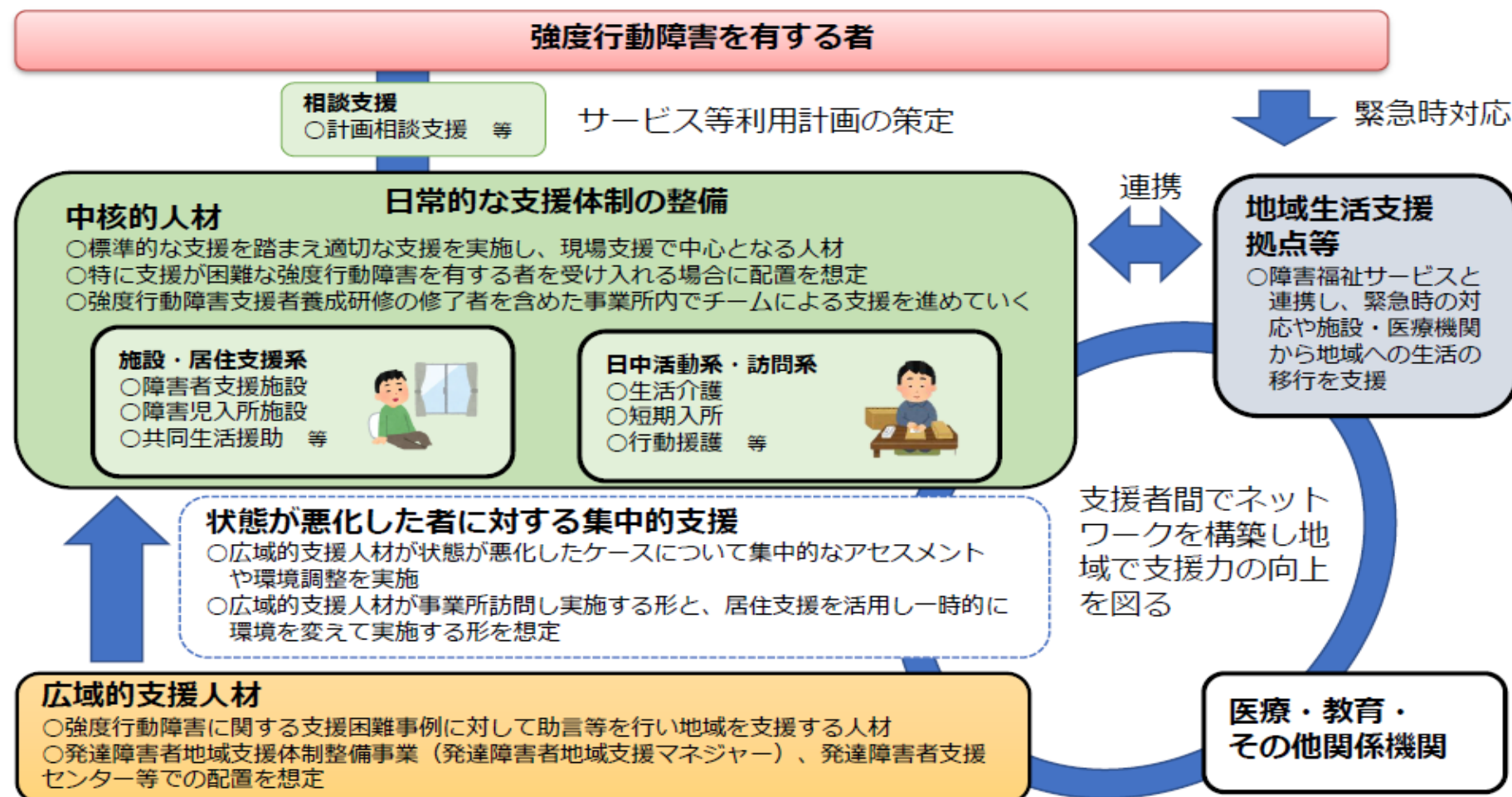
- 障害者部会報告書において、
 - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
 - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
 - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
 - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



- 強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
 - 事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。
- また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。



地域における強度行動障害の状態にある者の支援体制の強化 (発達障害者支援体制整備事業(地域生活支援促進事業))

関連資料 1

令和8年度予算(案) 4.3 億円(4.3億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

発達障害者支援の地域の中核である発達障害者支援センターについて、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置等を行い、市町村・事業所・医療機関との連携や困難事例への対応を行っている。

令和6年度報酬改定において、強度行動障害等に対し高い専門性を有する「広域的支援人材」を発達障害者支援センター等に配置し、地域支援体制を強化するとともに、強度行動障害の状態にある者に対する適切なアセスメントや有効な支援方法の整理を行う「集中的支援加算」を新設したところ。

これら強度行動障害の状態にある者に対する集中的支援の実施には、広域的支援人材を事業者に派遣できる体制を早急に構築することが必要であることから、すべての都道府県及び指定都市に、1名以上の広域的支援人材を配置することを目指し、必要な施策を実施していく。(令和6年度10月時点の集中的支援加算の算定状況 51回 国保連データより)

2 事業の概要・実施主体等

○事業概要

(1) 発達障害者地域支援マネジャーの配置

- 市町村や事業所における困難事例への助言や医療機関等との連携等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する。

(2) 住民の理解促進

- 発達障害に関する住民の理解促進のため、小冊子の作成・配布、セミナー等を開催する。

(3) アセスメントツール導入促進

- 市町村などの関係機関を対象に、アセスメントツールの導入促進を図るための研修を実施する。

(4) 個別支援ファイルの活用促進

- 市町村等に対する個別支援ファイル(当事者の発達の状況や特性、支援の経過等を記録)の活用促進に関する取組を行う。

(5) 集中的支援の実施のための体制整備

- 障害福祉サービス事業所等における集中的支援の実施のため、広域的支援人材の配置等の体制整備を行う。

(6) 支援人材に係るネットワーク構築

- 強度行動障害の状態にある者の支援者(中核的人材を含む)が連携して支援を行うため、また、支援者同士での意見交換や情報共有を進めるためのネットワークを構築する。

○実施主体：都道府県、指定都市

○補助率：1/2

強度行動障害の状態にある者の支援に関する人材育成

○強度行動障害の状態にある方の支援においては、障害特性を正しく理解し、機能的アセスメントを行う等の根拠のある標準的な支援を行うことを基本として、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含めて人材育成を進めていくことが重要である。

研修受講の要件・流れ

強度行動障害支援者養成研修（基礎）

強度行動障害支援者養成研修（実践）

受講要件：基礎研修終了者

中核的人材養成研修（修了者は中核的人材）

受講要件

実践研修修了後、強度行動障害の状態にある方への支援実績があり、地域の支援体制を構築していくにあたっての役割期待を担うことも踏まえ都道府県の長が適当と認めた者



広域的支援人材研修

受講要件：中核的人材養成研修のサブ・トレーナー修了もしくはトレーナー経験者、広域的支援人材の名簿に登録されている者

中核的人材養成研修サブ・トレーナー

（トレーナーを補助し指導、助言を学ぶ）

要件

中核的人材養成研修修了後、事業所内で中核的人材として活動実績がある、他事業所等への助言や地域の連携体制づくりの経験（協議会や地域生活支援拠点等への参加、実践報告の経験等）、強度行動障害支援養成研修の講師等の経験がある者等

中核的人材養成研修トレーナー

（研修指導者として受講生に対し指導助言を行う）

要件

研修にサブ・トレーナーとして配置され、指導・助言について学んだ者



広域的支援人材（選定の要件*）

ア 中核的人材養成研修の講師等である

イ 発達障害者支援体制整備事業による発達障害者支援地域支援マネージャーである者

ウ その他強度行動障害を有する児者への支援に知見を有すると都道府県等が認める者

*通知：令和6年3月19日状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について

スキルアップには行動障害の状態にある人の支援者全国ネットワーク*等も活用

*国立のぞみの園が事務局として運営する強度行動障害に関する支援者ネットワーク

改正の趣旨

発達障害児者の相談ニーズの多様化や発達障害児者を取り巻く社会資源の変化に対応するため、「発達障害者支援センター運営事業の実施について（平成17年障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」及び「「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いについて（平成24年障発第0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」の一部を令和7年度に改正した。

改正（案）の概要

1. 支援の実態に合わせた設置要件の見直し【部長通知3 障害児入所施設等への附置】

夜間及び緊急時への対応並びに一時保護等の施設機能を図る観点から、発達障害者支援センター（以下「センター」という。）は障害児入所施設等に附置することとされてきたが、支援の実態を踏まえ見直す。

2. 発達障害未診断者の取扱いの明確化【部長通知5 センターの利用対象者】

発達障害との診断がなされていない状態の者であっても、発達障害の行動や認知の特性を踏まえ、早期支援や専門的な相談支援が必要であることから、センターの利用対象者としてることができることを明確化する。

3. 関係施設、関係機関等に対する研修及び普及啓発の強化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児（者）に対する取り組みを進めるため、警察、裁判所、矯正施設等の従事者に対する研修実施の依頼があった場合の協力や連携構築に努めることを新たに位置付ける。また、関係施設等に対する機関コンサルテーションの実施について業務として明文化する。

4. 発達障害者支援センターが実施すべき事業と実施体制の明確化【課長通知3 事業を実施する上での留意点等について】

発達障害児者の相談ニーズの多様化を踏まえ、センターが実施すべき「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発及び研修」の4つ全ての事業を実施することを原則としたうえで、地域の実情に合わせて複数のセンターや身近な地域の関係機関とも役割を分担して実施する場合は、定期的な情報交換を行う等連携を確保することを明確化する。

5. 発達障害者地域支援マネジャーとの連携の努力義務化【課長通知5 関係施設及び関係機関との連携】

センターに配置されていない発達障害者地域支援マネジャーとの連携体制を確保し、事業運営の状況を相互に共有することについて、センターに努力義務を課す。

施行期日

令和8年4月1日

5 障害者虐待の防止・権利擁護

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

○ 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

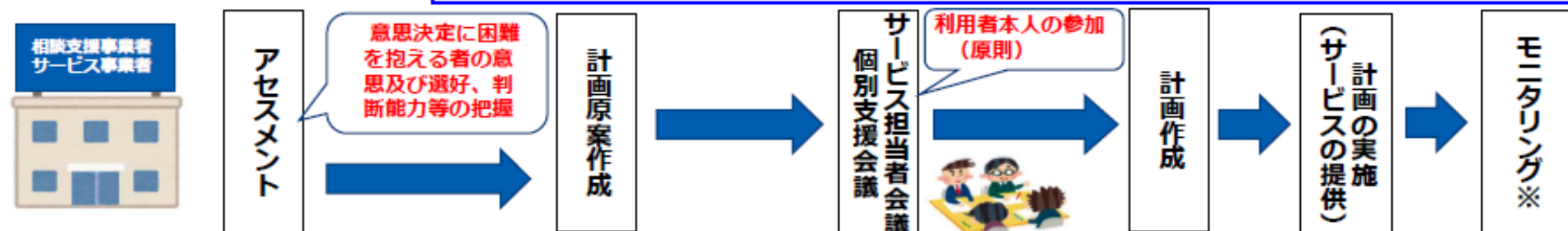
- 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
 - 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
 - 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要な者は標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版） 改訂の背景とポイント

背景と経緯

- 平成29年3月に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し、障害福祉サービス等を提供する事業者をはじめとする様々な支援者に周知してきたが、それから9年以上が経過。令和6年度障害福祉報酬改定においても意思決定支援の推進を指定基準に規定するなど、障害者の意思を尊重し、障害者の権利を保障するための支援を推進してきた。
- 今般、以下の経緯を踏まえて、意思決定支援の構造を再整理する必要が生じた。
 - 他分野（認知症、身寄りがいない人の入院及び医療、後見事務等）の意思決定支援ガイドラインが発出された。
 - 国連障害者権利委員会による総括所見（令和4年10月）において、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインにおける「the best interest of a person（本人の最善の利益）」という言葉の使用に懸念が示された。
 - 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書（令和7年3月）において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和4年10月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和45年法律第84号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある」とされた。
- このため、昨年度「障害者の意思決定支援・権利擁護のあり方に関する調査研究」においてガイドラインを改訂するための検討を行った。

第2版のポイント

- 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人主体の考え方を「理念・信条」として明示
- 「本人の最善の利益」に関する記載を削除**し、国連障害者権利委員会が提案する「（本人の）意思と選好に基づく最善の解釈」との表現に基づき意思決定支援を再定義
- 支援が困難と想定されるケースについて、本文と分けてコラムで整理
- 意思決定支援のプロセス（意思形成支援／意思表明支援／意思実現支援）**を明確化
- ICTツール（クラウド等の情報共有ツールなど）の活用による記録・情報共有の効率化を追記
- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者等、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境調整も含めた**合理的配慮、情報アクセシビリティに関する記載**を追加
- 意思決定支援に関する具体例を追加し、別冊の事例集として整理

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版） 概要（Ⅰ．はじめに）

1. ガイドライン策定・改訂の背景

- ・ 今般のガイドライン改訂の背景となる経緯等を記載

2. ガイドラインの趣旨

- ・ 意思決定支援は、支援者が主体となって本人の意思を決定することではなく、**本人が自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定を行えるよう、支援者が環境調整等を通じて、その意思決定の過程を支える取組**であることに留意する必要。
- ・ 本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、サービスの現場において本人の意思、選好及び価値観に根ざした意思決定支援がより具体的に行われるために、**基本的な考え方・姿勢・方法・配慮事項**等を示した。また、事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の**意思決定支援の枠組み**を示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

新

3. ガイドラインの理念・信条

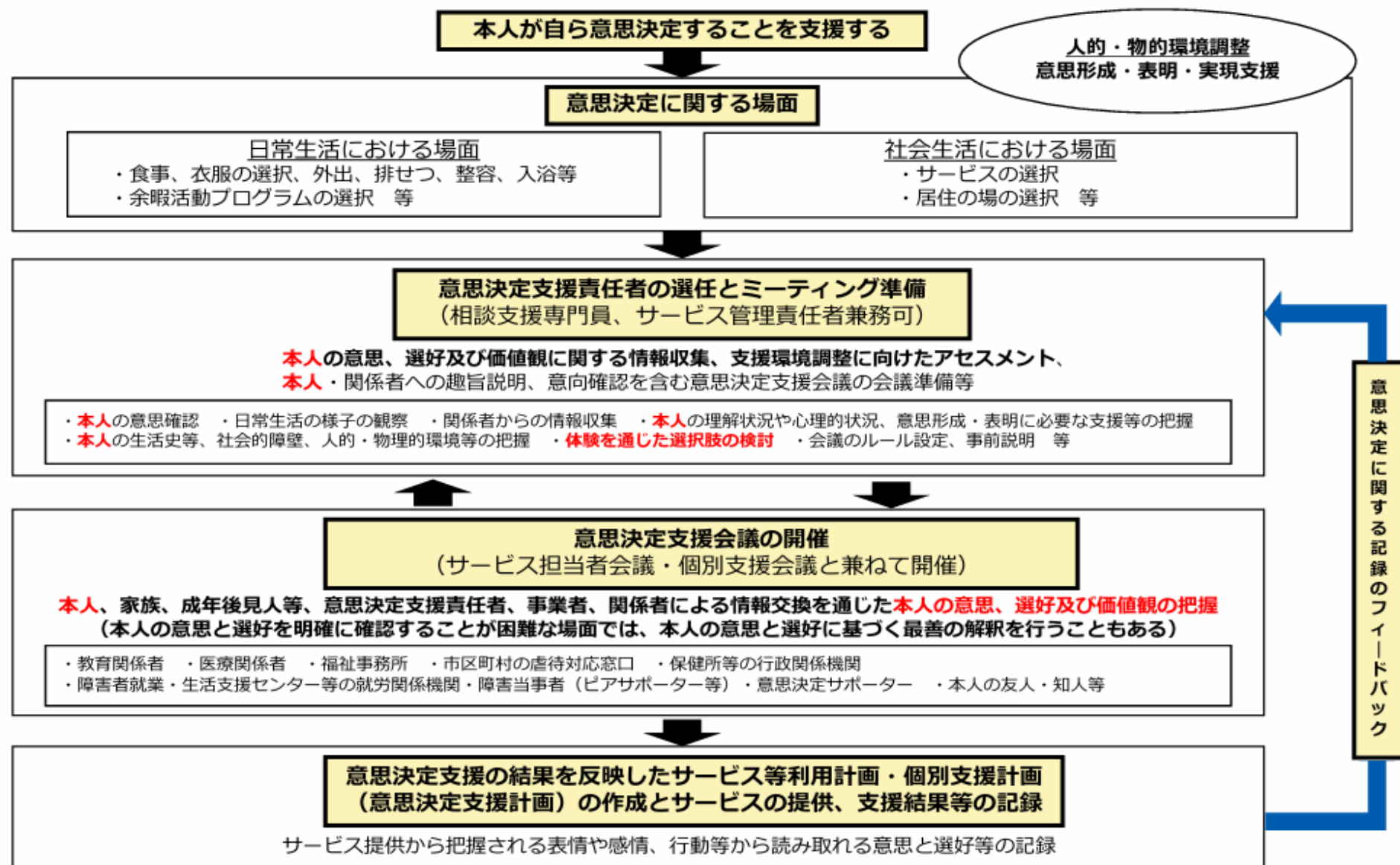
- ・ 「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要であるという視点に立ち、本人と対面して聞き取ったり、言葉で表現することができないことを解釈したりして、**「わたしの意思を尊重するために支援者に大切にしてほしいこと」**としてガイドラインの信条をまとめた。

（一部抜粋）

- ・ 誰でも意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
- ・ わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください。
- ・ わたしの話を前向きに受け止め、いろんなことに挑戦させてください。
- ・ 知らないことは体験させてください。
- ・ 「いいえ」、「いやです」、「ちがいます」といいやすくしてください。
- ・ 自分で決めることができるよう、選択肢をだして丁寧に説明してください。
- ・ わたしのペースに合わせて、わかりやすく伝えてください。
- ・ わたしの話をさえぎらずに最後まで聞いてください。

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）

意思決定支援の流れの一例



法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大					廃止
対象者の能力	不十分		欠く常況			
制度	補助		選択可			
	代理	取消し	取消しの特則			
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為			

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月 法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会 調査審議開始
令和7年	6月・7月 各部会において中間試案取りまとめ・パブリックコメント
令和8年	1月 各部会において要綱案取りまとめ予定

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援者	補助人		保佐人		後見人	
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し ＋ 特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠くと認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
- 事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
- 押印に関する慣行や法意識の変容

- ・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止
- ・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の制度）を選択することが可能
- ・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能
- ・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化
- ・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能
- ・ パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設
- ・ 押印要件の廃止

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

等

施行日

成年後見制度：公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

遺言制度：公布から1年（システム改修を要するものは3年）を超えない範囲で政令で定める日 87

障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進①

- 障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援に関して、事例集を周知するとともに、支援の推進に関する留意事項について、各都道府県・市区町村宛てに通知（令和6年6月5日付け厚生労働省・こども家庭庁連名通知）

1. 本人の希望の実現に向けた意思決定支援・支援体制構築

- ・市区町村の障害保健福祉部局では、資源の開発・連携の強化を含めた、地域の支援体制を構築すること。特に、障害者の妊娠・出産や子育てに係る支援に当たっては、関係部局・機関、事業所等が連携し、必要なサービスの活用や見守り等の支援体制の構築が重要。
- ・都道府県は、市区町村の連携体制・支援基盤の整備等を支援するとともに、研修等により事業者の意思決定支援の取組を推進すること。

2. 障害保健福祉施策と母子保健・児童福祉施策等の連携

- ・市区町村は、必要に応じ妊産婦・児童の福祉や母子保健の相談窓口に関障者がつながり、必要な支援が確実に行われるよう、障害福祉部局は、母子保健部局・児童福祉部局と連携し、事業者に関相談窓口・支援施策を周知するとともに、日頃からの連携体制を構築すること。

3. 活用できる施策等

- ・こども家庭センター等で、サポートプランを作成する際、障害福祉の事業者等とも連携する等、活用できる施策を最大限活用すること。
- ・障害保健福祉分野の施策では、基幹相談支援センター、各種相談支援、自立生活援助、居宅介護等の活用が考えられる。
- ・こども家庭センター等では、各種子育て支援施策の活用が可能であり、児童福祉部局では、これらの施策について、障害福祉事業者や障害者・その家族への周知・理解促進に取り組むことが重要。

4. 共同生活援助（グループホーム）における留意事項

- ・グループホーム事業者は、相談支援事業者や関係機関と連携の下、障害者の希望を踏まえて結婚・出産・子育ての支援を実施すること。
- ・グループホームは、障害者ではない家族が同居しての支援は基本的に想定していないが、利用する障害者が出産した場合で、直ちに新たな住居等を確保することが困難な場合は、それまでの間、こどもと同居を認めても差し支えない（※）。

（※）事業者は、新たな住居の確保等の支援や、関係機関による適切な支援体制の確保に努めるとともに、他の障害者の支援に支障が生じないよう十分留意。

（支援体制イメージ）



通知全文はこちら↓



障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集の周知 障害当事者にもわかりやすいリーフレットの作成

- 障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集を周知するとともに、令和6年度に、自治体や事業者、支援者等向けに解説動画や当事者の方にも事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成。

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集 (関係自治体・事業者・支援者等に周知)

障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援 取組事例集

一全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ

令和5年度障害者総合福祉推進事業 調査研究18
障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究
PwCコンサルティング合同会社

令和5年度障害者総合福祉推進事業
「障害者が希望する地域生活を送るための
意思決定支援等の取組に関する調査研究」
(PwCコンサルティング合同会社)

事例集はこちら↓



※このほか、連名通知の内容や事例集についての解説
動画を作成中

当事者の方にも わかりやすいリーフレット (イメージ)

1 出会いや結婚、子育てなどを支援する取組の例

提供するサービス
グループホーム、自立生活援助

恋愛や結婚などを 専門的に支える

ある法人では、知的障害のある人たちの恋愛や結婚、子育てなどについて支援をしています。

いまこの法人で 支援を受けている人は、新入社員です。

そのうち、カップルは 数組、結婚したウ パートナーと生活している人も 数十組います。

また、何人か 子どももいます。

この法人では、恋愛や結婚などを 専門に支援している職員がいます。

1 出会いや結婚、子育てなどを支援する取組の例

こんな取り組みも しています

- デートするときのマナーや「性」について 知る講座
- 「婚活」イベントや 子育てしている 家族の交流会
- 恋愛や結婚などについての悩み相談

このようなイベントを 1年 に30回くらい 行っています。

※現在作成中であり、変更の可能性があります。

6 障がい児支援について

令和8年度予算における主な事項（障害児支援関係）

令和8年度予算 5,440億円の内数+0.7億円（デジタル庁一括計上）

（1）良質な障害児支援の確保

5,202億円

- ・ 障害児が地域や住み慣れた場所で暮らせるよう、必要な障害児支援に係る経費（児童福祉法に基づく入所や通所に係る給付等）を確保する。

【参考：令和7年度補正予算】

- 必要な障害児支援に係る経費の確保 616億円
- 令和7年人事院勧告を踏まえた障害児施設措置費の人件費の改定 3億円
 - ・ 障害児入所施設等に従事する職員の人件費について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた障害児施設措置費の引上げ等を行う。

（2）地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進【一部新規】【拡充】

206億円の内数+0.6億円

- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターの機能を強化し、地域の障害児通所支援事業所の全体の質の底上げに向けた取組を実施する。
- ・ 加速化プランに基づき、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

【参考：令和7年度補正予算】

- 地域のインクルージョン総合支援推進事業 1億円
 - ・ 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、自治体にインクルージョン推進員を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

令和8年度予算における主な事項（障害児支援関係）

（3）専門的支援が必要な障害児への支援の強化【拡充】

206億円の内数【再掲】 + 0.7億円（デジタル庁一括計上）

- ・ 加速化プランに基づき、医療的ケア児等への支援の充実を図るため、「医療的ケア児支援センター」の設置や協議の場の設置、医療的ケア児等コーディネーターの配置を推進するとともに、関係機関等の連携促進、医療的ケア児等に係る情報の集約・発信、支援者の養成、日中の居場所作り、活動の支援を行うほか、医療的ケア児等を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する。令和8年度予算においては、本事業の対象となるこどもについて、18歳を超えて適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間に拡大するとともに、一時預かりの拡充、都道府県等による医療的ケア児用の非常用電源確保に係る支援を行う。また、「医療的ケア児等支援システム」について、運用・保守を行う。
- ・ 加速化プランに基づき、聴覚障害児への支援の中核機能の整備を図るため、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う学校等への巡回支援、障害福祉サービス事業所等への研修の実施などへの支援を行う。

（4）早期発見・早期支援等の強化

206億円の内数【再掲】

- ・ 加速化プランに基づき、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、様々な機会を通じたこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげる。

【参考：令和7年度補正予算】

○ 発達に特性のあるこどもへのアセスメント強化・伴走的支援推進事業

3億円

- ・ 乳幼児健診（5歳児健診を含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進するため、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解するための支援や、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎ及びこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行う。

（5）性被害防止対策の実施

【参考：令和7年度補正予算】

○ 障害児安全安心対策事業

1億円

- ・ 障害児支援事業所等において、こどもの安全を守る観点から、こどもの性被害防止に資する設備・備品の購入等を支援する。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書(案) ～概要①～

本検討会開催の背景

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、ケアニーズの高い児童(※)をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

(※) 強度行動障害の状態にある児童、医療的ケアが必要な児童、虐待体験や心的外傷等により特に心理的な支援が必要な児童、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要な児童、これらを合わせ持つ児童等

1. はじめに

こども基本法制定、こども家庭庁創設、こども大綱策定など、こども施策全体が大きく転換する中で、障害児入所施設では強度行動障害、医療的ケア、被虐待児など利用児童の状態像が多様化・複雑化している。そのため、社会的養護との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割を再整理し、今後の方向性を明確にする。

2. 障害児入所施設の現状(令和7年4月時点)

	福祉型	医療型
施設数	233施設	235施設
入所児童数	5,265人	2,613人
入所割合 (措置・契約)	70%・30%	33%・67%
被虐待児割合 (措置・契約)	37%・3%	38%・1%
外泊できない児童 割合(措置・契約)	68%・34%	96%・66%

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

(1) 基本的視点

- ・ こども基本法の理念を踏まえ、こどもの権利と尊厳を中心に据えた支援。
- ・ こどもの声を丁寧に聴き、こどもが希望する生活が実現されるように努める。
- ・ 安定した愛着関係、パーマネンシーが保障される生活を実現していく。
- ・ 障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の構築。

(2) 基本的な方向性

- ① こどもと家族のウェルビーイングの保障(家庭的養育、家族支援の推進)
- ② こどもの権利保障(パーマネンシー保障の理念、意思表示等支援の推進)
- ③ こどもの最大限の発達の保障(育ちの支援と合理的配慮)
- ④ 専門性の保障(専門的ケアの強化と専門性の向上)
- ⑤ 質の保障(人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備)
- ⑥ 包括的支援の保障(地域支援の強化・切れ目ない支援体制、他施策との連携)
- ⑦ 社会的養護施策との連携の推進(社会的養護施策への後方支援の強化)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書(案) ～概要②～

4. (1)福祉型の課題と方向性

- ・施設基準(知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児)の統一化。
- ・できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。
- ・ケアニーズの高い児童への支援の強化のための専門的な支援の必要性和専門人材等との連携の強化。
- ・社会的養護施策との連携を深め、障害のあるこどもへの専門的支援提供と相互の学び合いを推進し、里親・ファミリーホームへの支援を強化。

4. (2)医療型の課題と方向性

- ・一人ひとりのニーズに応じた発達支援をおこなうため、職員の配置の在り方を検討。
- ・できる限り良好で家庭的な環境を推進するため職員配置の在り方を検討。サテライト型の創設を検討。
- ・社会的養護施策との連携を深め、相互に障害のあるこどもへの専門的支援の提供と学び合いを推進。

4. (3)福祉型・医療型に共通する課題と方向性

- ・新たな施設類型として、こどもホーム(仮称)の創設と、その運営を専門的に支援するバックアップ体制の検討。
- ・こどもの多様な体験と社会参加を保障するため、保育・発達支援等の柔軟な利用と、こどもの希望に沿った外出・余暇を実現する仕組みの検討。
- ・こどもの意思尊重と最善の利益実現のため、意見表明等支援の体制強化の推進。
- ・入所しているこどもの家族支援を行える職員配置の在り方を検討。
- ・生活の場が変わっても家族との関係が継続するよう家族を含めた支援を推進し、また、家族同士が支え合うピア活動を推進。
- ・地域での包括的支援を実現するため、関係機関との連携強化と短期入所の充実を通じて、こどもと家族を切れ目なく支える体制を整備。

4. (4)その他の重要課題

- ① 福祉型障害児入所施設の名称の変更。(例:「こども発達支援ホーム」)
- ② 質の確保・向上に向け、自己評価と第三者評価の導入を段階的に検討。
- ③ 契約入所と措置入所の取扱いの整理。
- ④ 障害児入所施設における一時保護の受入体制整備と、こどもの意向を踏まえた支援の推進。
- ⑤ 学校・施設の情報共有による各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援。
- ⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応。
- ⑦ 性暴力防止・虐待防止について、複数の職員でこどもを見守ることができる体制や個別の対応が必要なこども等への支援を行うことができる体制の整備。
- ⑧ 人材確保と職員の定着に向けた魅力発信・キャリア形成支援、職員支援とICT活用による業務効率化を検討。

5. こども・若者の意見反映

こども・若者ヒアリングを6施設14名に実施。

ヒアリングの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときにこどもが信頼できる大人に頼ることができること、希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

6. おわりに

こども家庭庁は、施設名称の見直しやこどもホーム(仮称)の創設など制度改正が必要な事項については、児童福祉法改正などの取組を強化し、その他の事項においては、次期障害福祉サービス等報酬改定において、実現が図られるよう速やかに検討するとともに、今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。さらに、こども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等他省庁との連携も強化し、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていく必要がある。

障害児通所給付費に係る通所給付給付決定事務等について(現状と課題)

現状・課題

- 全国的に障害児通所支援を受けているこどもの数は、発達障害の認知の社会的広がり等も背景に増加しているが、一人ひとりの生活状況やニーズ等に応じた丁寧な支援が必要である。
- 一方で、障害児通所支援の利用状況には、自治体内での給付決定児童割合等の地域差が存在している。
- こうした地域差の背景として、障害児通所支援を利用するこどもの数の増加によって、適切なアセスメントに基づくプランニングがされておらず、保護者のみの希望に沿った計画内容や、個々のニーズに基づかない計画内容となっている可能性があることが考えられる。
- これまでの対応として、令和6年度に「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」を改正(※)するとともに、全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析等を目的として、国において、令和6年度から3カ年で「地域支援体制整備サポート事業」を進めている。

(※) 令和6年度の改定内容(一例)

■通所給付決定の際の勘案事項として定める趣旨

障害児の状態は、保護者の状態や養育環境も含めた環境による影響も大きいことから、支援の必要性を判断する上で、保護者の子育てで抱えている精神的な負担、これに対する支援の状況、家庭と地域のコミュニティや社会資源とのつながり等、家庭の状況も丁寧に把握することが重要である。

■支給量の定め方

障害児通所支援の種類ごとに、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要(見込み)日数を定める。一月当たりの利用必要(見込み)日数を定めるに当たっては、全ての障害児について一律の日数を定めるのではなく、個々の障害児及び家族の支援ニーズを踏まえ、それぞれの状況に応じて個別かつ適切に定めること。

■通所給付決定における留意事項

本人や保護者の希望を踏まえながら、保育所、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等の一般施策を利用(併行利用を含む。)する機会が確保されるよう、例えば、子育て支援担当部門と連携し、一般施策の受け入れ体制等について、保護者へ情報提供を行うとともに、必要に応じて子育て支援担当部門につなぐといった対応や保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等の見直しについて

対応の方向性

- 一人ひとりの生活状況やニーズ等に応じた丁寧な支援を行うため、支給の要否や支給量を適切に判断・決定することが必要。
 - 障害児通所給付費に係る給付決定事務における給付決定プロセスを標準化する(※)観点から、以下の取組を実施することとする。
- ※ 令和6年度の「地域支援体制整備サポート事業(国実施分)」において、自治体の障害児通所給付決定事務における給付決定プロセスの標準化(支給量の基準を設けるのではなく、給付決定の手続きの標準化を行うこと)が重要であるとの指摘がされている。

今後の対応(案)

(1)「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(事務処理要領)の見直し

①支給申請前に必要な情報収集の標準化

→ 通所給付決定の際の勘案事項とされている、申請に係る障害児の介護を行う者の状況、障害児の置かれている環境、障害児通所支援の提供体制の整備の状況について、障害児本人の健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、市町村が給付決定の要否及び支給量を判断するに当たって必要となる情報(例えば、対象児童の健診結果、在籍園・校での対応状況等)の収集を行うべきである旨を明記する。

②会議体による協議を踏まえた給付決定の標準化

→ 上記の情報収集を基に、給付決定の要否及び支給量を適切に判断するための会議体を設置し、会議体での協議を踏まえて決定することが望ましいものとする(既存協議会等の活用のほか、外部委託等により会議体を設置することなども想定)

(2)市区町村へのアドバイザーの派遣

国においては、上記の見直しに係る情報収集の取組やインクルージョンを推進する観点からの取組を実践している自治体の例の周知を行うとともに、令和7年度の「地域支援体制整備サポート事業(国実施分)」において、市区町村へアドバイザー(好事例自治体の職員と国職員を想定)を派遣し、支給申請前に必要な情報収集の取組、会議体による協議を踏まえた給付決定の取組等の助言を行うこととする。

ご清聴ありがとうございました。

参考資料 厚生労働省・こども家庭庁

障害保健福祉主管課長会議資料 R6.3月・R7.3月・R8.3月

令和7年度・令和8年度相談支援従事者指導者養成研修資料

こども家庭庁 令和8年度予算概要

こども家庭庁全国こども政策主管課長会議資料 R8.4月